

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の届出書のうち、条例第二十条第一項の規定による届出（第九条の二第二項各号に掲げる広告物等に係るものに限る。）に係るものには、第九条の二第三項各号に定める者であることを証する書面の写しを添付しなければならない。

様式第一号中

「申請者：住所 氏名又は名称」	電話	
「施工者：住所 氏名又は名称 登録番号 宮城県屋外広告業登録第 号」	電話	を
「申請者：住所（〒 氏名又は名称） 施工者：住所（〒 氏名又は名称 登録番号 宮城県屋外広告業登録第 号）」	電話	に、
「管理者 （定まっている場合に記入すること。）」	を	「管理者 （規則で定める広告物等の場合、設置は不要です。）」
「（住所）」	（電話）」	を「（住所）」
		「（電話）」

「 決裁欄 所長 副所長・次長 班長 副班長 班員 」

を

「 決裁欄 」

に改める。

様式第二号中

「 決裁欄 所長 副所長・次長 班長 副班長 班員 」

を

「 決裁欄 」

に改める。

縫合線二号中「形状, 意匠, 色彩, 大きさ」を「意匠, 色彩」に

「 決裁欄 所長 副所長・次長 班長 副班長 班員 」

を

「 決裁欄 」

に改める。

様式第九号中

<p>新たな管理者 (表示者又は設置者)</p>	<p>住所 電話</p> <p>氏名又は名称</p> <p>※以下は管理者の場合に記入 資格等の名称等 <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士</p> <p>資格番号</p> <p> <input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> 1級又は2級広告美術士 <input type="checkbox"/> 1級又は2級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> その他知事が指定する者 ()</p>
<p>従前の管理者 (表示者又は設置者)</p>	<p>住所 電話</p> <p>氏名又は名称</p> <p>※以下は管理者の場合に記入 資格等の名称等 <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士</p> <p>資格番号</p> <p> <input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> 1級又は2級広告美術士 <input type="checkbox"/> 1級又は2級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> その他知事が指定する者 ()</p>

<p>新たな管理者 (表示者又は設置者)</p>	<p>住所 (〒 -)</p> <p>氏名又は名称</p> <hr/> <p>※以下は管理者の場合に記入 資格等の名称等</p> <p><input type="checkbox"/> 屋外広告士</p> <p><input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士 (電柱類広告に限る)</p> <p><input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 (電柱類広告に限る)</p> <p><input type="checkbox"/> 1級又は2級広告美術仕上げ技能士</p> <p><input type="checkbox"/> 1級又は2級建築士かつ屋外広告物講習会修了者</p> <p><input type="checkbox"/> その他知事が指定する者 ()</p>
<p>従前の管理者 (表示者又は設置者)</p>	<p>住所 (〒 -)</p> <p>氏名又は名称</p> <hr/> <p>※以下は管理者の場合に記入 資格等の名称等</p> <p><input type="checkbox"/> 屋外広告士</p> <p><input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 (広告美術科に係るもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (広告美術科に係るもの)</p> <p><input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士 (電柱類広告に限る)</p> <p><input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 (電柱類広告に限る)</p> <p><input type="checkbox"/> 1級又は2級広告美術仕上げ技能士</p> <p><input type="checkbox"/> 1級又は2級建築士かつ屋外広告物講習会修了者</p> <p><input type="checkbox"/> その他知事が指定する者 ()</p>

に

「資格番号は上欄に掲げる資格等について付与されている登録番号等を記載してください。」や「資格を有する管理者の場合、資格を有することを証する書面の写しを添付してください。」に改める。

様式録十号中

<p>決 裁 欄</p>	<p>所長</p>	<p>副所長・次長</p>	<p>班長</p>	<p>副班長</p>	<p>班員</p>
<p>決 裁 欄</p>					

を

に改める。

様式第十一号中

決 裁 欄	所長		副所長・次長		班長		副班長		班員	
-------	----	--	--------	--	----	--	-----	--	----	--

を

決 裁 欄	
-------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。